

1-(1) 組 織

沼津市防災会議条例

昭和37年12月27日 条例第25号
改正 平成12年 3月30日 条例第26号
平成28年 3月25日 条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、沼津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 沼津市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 静岡県職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 駿東伊豆消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市の内部の職員のうちから市長が指名する者
- (6) 沼津市教育委員会の教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 沼津市議会議員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) その他市長が特に必要と認めた者

6 前項第1号から第5号まで及び第8号から第11号までの委員の定数は、それぞれ若干名とする。

7 第5項第1号から第4号まで及び第8号から第11号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が指名し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月25日条例第20号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沼津市防災会議委員編成表

会長 沼津市長

(令和7年4月1日現在)

号	機 関 職 名	号	機 関 職 名
1	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長	6	沼津市教育長
1	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所長	7	沼津市消防団長
1	海上保安庁第三管区海上保安本部 清水海上保安部長	8	東海旅客鉄道株式会社 沼津駅長
2	静岡県東部地域局 副局長兼東部危機管理監	8	西日本電信電話株式会社 静岡支店長
2	静岡県東部健康福祉センター副所長	8	東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社長
2	静岡県沼津土木事務所長	8	日本通運株式会社静岡支店 沼津営業部長
3	静岡県沼津警察署長	8	静岡ガス株式会社 東部センター長
4	駿東伊豆消防組合 第一方面本部長兼沼津南消防署長	9	沼津市議会議長
5	沼津市副市長	10	沼津市自治会連合会会長
5	沼津市副市長	10	沼津市防災指導員会会長
5	沼津市危機管理監	11	一般社団法人沼津医師会会長
5	沼津市総務部長	11	沼津商工会議所専務理事
5	沼津市政策推進部長	11	静岡県漁業協同組合連合会 沼津事業所長
5	沼津市財務部長	11	富士伊豆農業協同組合 地区組織課長
5	沼津市市民福祉部長	11	戸田観光協会会長
5	沼津市産業振興部長	11	沼津市赤十字奉仕団委員長
5	沼津市生活環境部長	11	沼津市PTA連絡協議会 理事家庭教育委員会東ブロック長
5	沼津市都市計画部長	11	静岡県弁護士会災害対策委員会 副委員長
5	沼津市沼津駅周辺整備部長	11	沼津市防犯まちづくり推進協議会 委員
5	沼津市建設部長	11	沼津市消防団紫明隊隊長
5	沼津市立病院病院長	11	公募委員
5	沼津市立病院事務局長	11	公募委員
5	沼津市水道部長		

(注) 号の表示は、沼津市防災会議条例第3条第5項の規定による。

沼津市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市防災会議条例（昭和37年条例第25号）第4条の規定に基づき、沼津市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は会議を招集する暇がなく、その他、やむを得ない事情があると認めるときは、会議の権限に属する事項のうち、軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長が、必要があると認めるときは、議事に関係のある市職員を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を調整しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は沼津市危機管理課において処理する。

付則

この要綱は、昭和45年9月17日から施行する。

沼津市災害対策本部条例

昭和37年12月27日条例第26号
改正 平成8年3月14日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、沼津市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

付則（平成8年3月14日条例第4号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

沼津市災害対策本部運営要領

沼津市災害対策本部運営要領（昭和39年沼津市災害対策本部訓令第1号）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要領は、沼津市災害対策本部条例（昭和37年条例第26号）第4条の規定に基づき、沼津市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 対策本部

（組織及び分掌事務）

第2条 対策本部に、別表1に掲げる部及び班を置く。

- 2 前項の部及び班は、別表2の事務を分掌するとともに、部に部長及び必要に応じて副部長を、班に班長を置く。
- 3 対策本部の地域拠点として、必要に応じて避難地を置く。

（副本部長）

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び危機管理監をもって充てる。

- 2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故あるときは、副市長、教育長、危機管理監の順位により、その職務を代理する。

（本部員及び本部職員）

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部員以外の対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、別表2に掲げるそれぞれの班に属する行政組織等の職員をもって充てる。

（部長、副部長及び班長）

第5条 第2条第1項の規定による部の部長及び副部長並びに班の班長は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副部長は、部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 班長は、所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督しその事務処理に当たる。

（本部室等）

第6条 市庁舎4階に本部室を設置する。ただし、市庁舎4階が使用不可能な場合は、駿東伊豆消防組合沼津南消防署、市民文化センター、図書館の順位で本部室を設置する。

- 2 本部室に「沼津市災害対策本部」の表示をする。
- 3 本部室は、別表3に掲げる者のほか、別表2に掲げる統括、調整部及び別表4に掲げる連絡員（以下「本部室員」という。）をもって構成する。
- 4 前項の連絡員は、調整部を除く別表2に掲げる部の長が、当該部の職員のうちから、あらかじめ指名しておくものとする。

(配備体制)

第7条 本部室員は、対策本部が設置されたときは、直ちに本部室において防災業務につくものとする。

2 勤務時間外及び休日等における連絡体制は、別に定める。

3 対策本部が設置されたのち、本部長、副本部長、部長、副部長又は班長が配備につくまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上席者が指揮するものとする。

4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対策本部が設置されていない時の事前配備体制は、別に定める。

(本部員会議等)

第8条 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。

(班長会議)

第9条 調整部長は、災害応急対策について、各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

2 班長会議の構成は、協議内容に応じて、その都度調整部長が定める。

(対策本部の廃止)

第10条 本部長は、災害による危険がなくなつたと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第11条 本部長は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げるもののうち、必要と認めるものに対し通知する。

(1) 県災害対策本部(県支部)

(2) 防災関係機関の長

(3) 報道関係機関等

第3章 避難地

(組織及び分掌事務)

第12条 避難地の区域内自治会及び配備職員は、別に定める。

2 避難地の活動は、別に定める。

(避難地への派遣)

第13条 本部長は、必要があると認めるときは、本部職員を避難地に派遣することができる。

2 避難地に派遣された本部職員は、避難地と対策本部との連絡調整に当たるものとする。

(避難地の廃止)

第14条 避難地は、次の場合に廃止する。

(1) 対策本部が廃止されたとき。

(2) 所管区域内に災害の危険がなくなつたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したとき。

第4章 防災関係機関の協力

(自衛隊の災害派遣)

第15条 本部長は、災害の発生のおそれがあると認めた場合、又は災害が発生した場合は、必要に応じて県災害対策本部（県支部）に対し、自衛隊の派遣要請をすることができる。

(防災関係機関との連絡)

第16条 本部長は、防災会議を構成する防災関係機関と常に密接な連絡を図り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、協力を要請するものとする。

第5章 服務等

(勤務時間外等における職員の措置)

第17条 本部員及び本部職員（以下「本部所属員」という。）は、勤務時間の内外を問わず、対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において防災業務を行うものとする。

(本部所属員の心構え)

第18条 本部所属員は、対策本部が発し、又は受領する報告、要請、指示、連絡並びに対策本部が実施する災害応急対策の内容について、所定の様式により記録しておくものとする。ただし、その内容が特に軽易な場合はこの限りでない。

- 2 前項の記録は、災害応急対策が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。
- 3 本部所属員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。
- 4 本部所属員は、住民に不安を与えたり、若しくは、住民の誤解をまねくような行動をとったり、対策本部の活動に反感を抱かせることのないよう十分注意しなければならない。
- 5 本部所属員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第6章 雑 則

第19条 前各条に定めるもののほか、対策本部の運営に関し、必要な事項は、沼津市地域防災計画の定めるところによる。

付則

この訓令は、昭和57年11月1日から施行する。

付則

この訓令は、令達の日から施行する。

付則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

付則

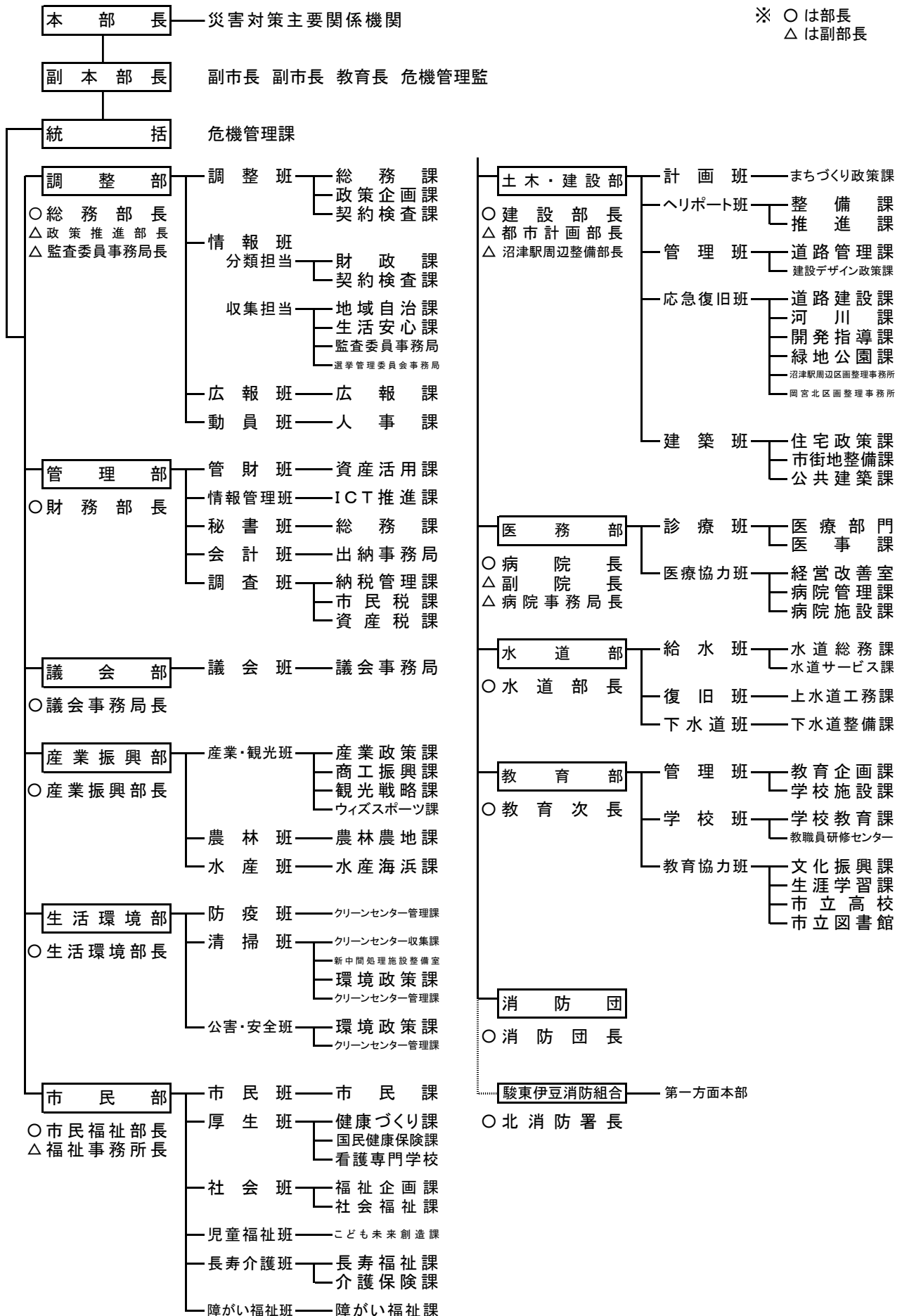
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

付則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

沼津市災害対策本部編成表



別表 2 (第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条関係) 沼津市災害対策本部事務分掌

組織名 ○ 部長 △ 副部長	班 名	事 務 分 掌	班 長
	統 括	災害対策本部の統括に関する事 情報機器の確認に関する事 県本部及び支部との連絡調整に関する事 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 協定締結団体等への連絡調整に関する事 消防団との連絡調整に関する事 災害情報収集に関する事 緊急消防援助隊受入れに関する事	危機管理課長
調整部 ○ 総務部長 △ 政策推進部長 △ 監査委員事務局長	調整班	応急対策の立案及び各部の調整に関する事 各部各班の応急対策対応状況の総括に関する事 避難情報及び警戒区域の設定に関する事 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 県本部及び支部との連絡調整に関する事 災害救助法の適用判断に関する事	総務課長 政策企画課長 契約検査課長
		(情報分類担当) 災害情報の整理、分類に関する事 災害活動に係る公式記録に関する事 災害対策本部判断資料の作成に関する事 災害情報の掲示に関する事	財政課長 契約検査課長
	情報班	(情報収集担当) 被害情報収集に関する事 避難地及び避難所の情報収集及び伝達に関する事 市民、消防団、警察、自衛隊等からの情報の収集、整理及び伝達に関する事 自治会、自主防災会の情報伝達に関する事 県及び防災関係機関への被害情報等の提供に関する事 気象、地象情報等の収集、整理に関する事 地域防災無線の統制に関する事 災害の市民相談に関する事 地区センターの緊急措置に関する事 緊急輸送体制の確立に関する事 外国人避難者に関する事	地域自治課長 生活安心課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長

調整部	広報班	市民への情報提供に関すること 報道機関（コミュニティ放送局を含む）に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること プレスセンターの開設に関すること 災害記録（写真、録画、録音等）に関すること	広報課長
	動員班	職員の動員及び配備調整に関すること 職員の食料に関すること 職員の休憩及び仮眠に関すること 災害対策本部に必要な物資の調達に関すること	人事課長
管理部 ○財務部長	管財班	災害対策本部の電源確保に関すること 市役所本庁舎の応急対策に関すること 物資その他の緊急輸送に関すること 市有車両の配車に関すること 市有財産の緊急措置に関すること	資産活用課長
	情報管理班	情報処理システムの緊急措置に関すること 情報処理システムの運用管理に関すること	ICT推進課長
	秘書班	災害対策本部長の秘書に関すること	総務課長
	会計班	災害経理の出納に関すること 義援金の取扱に関すること	出納事務局長
	調査班	り災者の台帳に関すること 家屋等の被害状況の調査に関すること 人的災害状況の調査に関すること	納税管理課長 市民税課長 資産税課長
議会部 ○議会事務局長	議会班	市議会議員の連絡に関すること	議会事務局次長
産業 振興部 ○産業振興部長	産業・観光班	商工関連施設の状況確認に関すること 商工関係団体との連絡に関すること 生活必需品等応急物資の確保、配分、斡旋に関すること 市場流通及び生活必需品等の価格安定に関すること 観光施設の応急措置に関すること 観光客の避難、その他の対策の促進に関すること	産業政策課長 商工振興課長 観光戦略課長 ウィズスポーツ課長
	農林班	農林関係施設の緊急措置に関すること 農業関係団体との連絡に関すること 農林農地に係わる被害状況の調査に関すること	農林農地課長
	水産班	水産関係施設の緊急措置及び災害調査に関すること 水産関係団体との連絡調整に関すること 緊急輸送用岸壁（漁港）の確保に関すること 流木等の処理に関すること	水産海浜課長

生活 環境部 ○生活環境部長	防疫班	生活環境施設の緊急措置に関すること 防疫活動の計画立案に関すること 避難所におけるし尿処理に関すること	クリーンセンター管理課長
	清掃班	廃棄物の応急措置に関すること 処理施設及び処分地の確保に関すること 避難所等におけるごみ処理に関すること 災害廃棄物（ガレキ）運搬に関すること 仮置き場の運営及び設置に関すること	クリーンセンター収集課長 新中間処理施設整備室長 環境政策課長 クリーンセンター管理課長
	公害・ 安全班	事業所等の緊急措置に関すること 災害時の公害防止計画に関すること 動物の保護管理に関すること 環境モニタリングに関すること	環境政策課長 クリーンセンター管理課長
市民部 ○市民福祉部長 △福祉事務所長	市民班	市民窓口事務所の緊急措置に関すること 遺体の火葬に関すること 応急食料の確保、調達、斡旋の準備又は実施に関すること	市民課長
	厚生班	保健施設の緊急措置に関すること 看護専門学校等の緊急措置に関すること 救護班の編成、出動の要請に関すること 救護所の設置に関すること 収容可能医療機関の把握に関すること 応急医療品及び衛生資材の調達配分に関すること	健康づくり課長 国民健康保険課長 看護専門学校事務長
	社会班	社会福祉施設の緊急措置に関すること 災害救助法に基づく被災者の生活支援に関すること 避難行動要支援者の避難施設の総括に関すること 罹災証明に関すること 災害救助資金及び義援金、見舞品の取扱い、分配に関すること 日本赤十字社・赤十字奉仕団との連絡調整に関すること 遺体の収容運搬準備に関すること	福祉企画課長 社会福祉課長
	児童 福祉班	児童福祉施設の緊急措置に関すること 児童の緊急保護に関すること り災者に対する炊き出しに関すること	こども未来創造課長
	長寿 介護班	高齢者福祉施設の緊急措置に関すること	長寿福祉課長 介護保険課長
	障がい 福祉班	障がい福祉施設の緊急措置に関すること	障がい福祉課長

土木・建設部 土木・建設部 ○建設部長 △都市計画部長 △沼津駅周辺整備部長	計画班	土木・建設部内各班の応援に関する事 市営駐車場の緊急措置に関する事	まちづくり政策課長
	ヘリポート班	ヘリポートの設置に関する事	整備課長 推進課長
	管理班	土木施設の被害対策の総括に関する事 土木施設の被害状況の取りまとめに関する事 国・県・警察等の関係機関との連絡調整に関する事 本部・他部及び部内各班との連絡調整に関する事 土木施設の応急対策の立案に関する事	道路管理課長 建設デザイン政策課長
	応急復旧班	土木施設の被害状況の調査に関する事 土木施設の応急措置及び応急復旧に関する事 工作作業隊の編成及び出動に関する事 道路・河川における占用物件の除去等の指示に関する事	道路建設課長 河川課長 開発指導課長 緑地公園課長 沼津駅周辺区画整理事務所長 岡宮北区画整理事務所長
	建築班	応急危険度判定全般に関する事 建築物被害の情報収集に関する事 建築物に係る災害に必要な労務、資材の調達に関する事 避難所施設の緊急修繕に関する事 公共施設の緊急修繕に関する事 一時提供住宅の供給可能戸数の調査に関する事 応急仮設住宅の供給可能戸数の算定に関する事 応急仮設住宅の建設可能用地の選定・手続きに関する事 応急仮設住宅の供給戸数の決定及び供給計画の策定に関する事	建築住宅局長 住宅政策課長 公共建築課長 市街地整備課長
医務部 ○病院長 △副院長 △病院事務局長	診療班	被災者の受け入れに関する事 入院患者の安全確保に関する事 診療班各班の編成、出勤の要請に関する事 患者及び施設・医療機器の被害状況の把握及び報告に関する事 被災患者の受入れ準備に関する事 被災患者の受入れ診療に関する事 被災患者の搬送に関する事 患者用非常食の準備、供給に関する事 遺体安置に関する事 患者の搬送に関する事 診療体制の見直しに関する事	医療部門各部 医事課長

<p>医務部</p>	<p>医療 協力班</p>	<p>情報連絡班の編成、出勤の要請に関する事 病院機能の被害状況の情報収集及び報告に関する事 院外の被害状況の把握に関する事 院内各班との連絡・調整に関する事 報道機関対応に関する事 一般ボランティアの受入れ対応に関する事 施設維持班及び物品搬出・補給班の編成、出勤の要請に関する事 病院機能の被害状況の把握に関する事 診療に直結した、病院機能の回復業務に関する事 診療に直結した、医療材料・医薬品の確保に関する事</p>	<p>経営改善室長 病院管理課長 病院施設課長</p>
<p>水道部 ○水道部長</p>	<p>給水班</p>	<p>水道部災害対策本部の設置に関する事 上下水道関係応急措置の取りまとめに関する事 飲料水の確保供給に関する事</p>	<p>水道総務課長 水道サービス課長</p>
	<p>復旧班</p>	<p>上水道の緊急措置に関する事 水源並びに配水池の保守に関する事</p>	<p>上水道工務課長</p>
	<p>下水道班</p>	<p>下水道処理場の緊急措置に関する事 下水道管路の緊急措置に関する事</p>	<p>下水道整備課長</p>
<p>教育部 ○教育次長</p>	<p>管理班</p>	<p>教育施設の緊急措置に関する事 避難地の運営応援に関する事 部内各班との連絡調整に関する事 救護所の設置に関する事</p>	<p>教育企画課長 学校施設課長</p>
	<p>学校班</p>	<p>地域避難所としての学校対応に関する事 教育施設・設備の確保に関する事 教育再開の決定・連絡に関する事 避難地の給食措置応援に関する事</p>	<p>学校教育課長 教職員研修センター所長</p>
	<p>教育協力班</p>	<p>関係施設の緊急措置に関する事 部内各班との応援に関する事 遺体の収容運搬準備に関する事 被災者・帰宅困難者等の避難・受入れに関する事</p>	<p>文化振興課長 生涯学習課長 市立高校事務長 市立図書館事務長</p>

別表3 (第4条、第6条関係)

沼津市災害対策本部員

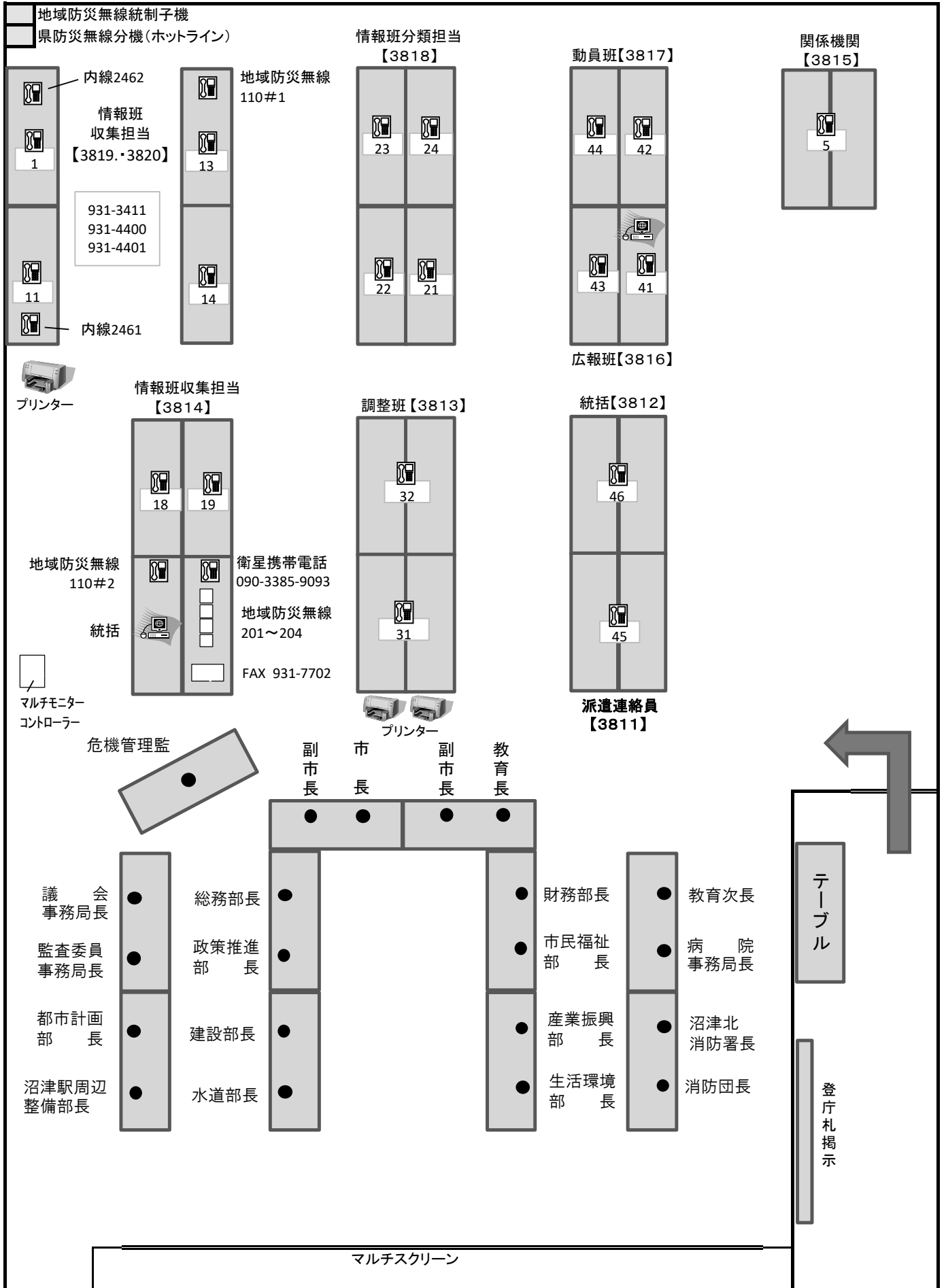
区 分	職	選 出 方 法
副本部長	副市長	本部長任命
本 部 員	副市長	本部長任命
	教育長	本部長任命
	危機管理監	本部長任命
	総務部長	本部長任命
	政策推進部長	本部長任命
	財務部長	本部長任命
	市民福祉部長	本部長任命
	産業振興部長	本部長任命
	生活環境部長	本部長任命
	都市計画部長	本部長任命
	沼津駅周辺整備部長	本部長任命
	建設部長	本部長任命
	水道部長	本部長任命
	病院事務局長	本部長任命
	議会事務局長	本部長任命
	監査委員事務局長	本部長任命
	教育次長	本部長任命
沼津北消防署長	本部長任命	
沼津市消防団長	本部長任命	

別表4 (第6条関係)

災害対策本部調整班派遣連絡員

部	人 員	事 務 分 掌
管理部	2	管理部所管に係る情報の収集に関すること
議会部	1	議会部に係る情報の収集に関すること
産業振興部	2	産業振興部に係る情報の収集に関すること
生活環境部	2	生活環境部に係る情報の収集に関すること
市民部	2	市民部に係る情報の収集に関すること
土木・建設部	4	土木・建設部に係る情報の収集に関すること
医務部	1	医務部に係る情報の収集に関すること
水道部	3	水道部に係る情報の収集に関すること
教育部	2	教育部に係る情報の収集に関すること

沼津市災害対策本部配置図



配 備 状 況 報 告 書

令和 年 月 日

本 部 長 様

部 長

午前・後 時 分現在

班 名	所 属 職 員 数	配 備 職 員 数	未 到 着 職 員 数	備 考
特記事項				

応 援 職 員 要 請 書

年 月 日

調 整 部 長 様

部 長

期 間	月 日 ~ 月 日 まで 日間
勤務（従事）場所	
勤務（従事）内容	
必 要 人 員	男 名 女 名 計 名
携 帯 品	
集 合 日 時 場 所	
部 内 職 員 数	
現 在 の 動 員 数	
従 事 し て い る 主 な 事 務 内 容	
そ の 他 参 考 事 項	
措 置 状 況 （ 動 員 班 で 記 入 ）	

沼津市地震災害警戒本部条例

昭和54年12月8日条例第28号
改正 平成28年3月25日条例第25号

(趣 旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)

第18条第4項の規定に基づき、沼津市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 駿東伊豆消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 市長が市職員のうちから任命する者

(4) 市の消防団長

(5) 本市の区域内において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市職員のうちから市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部に部を置く。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

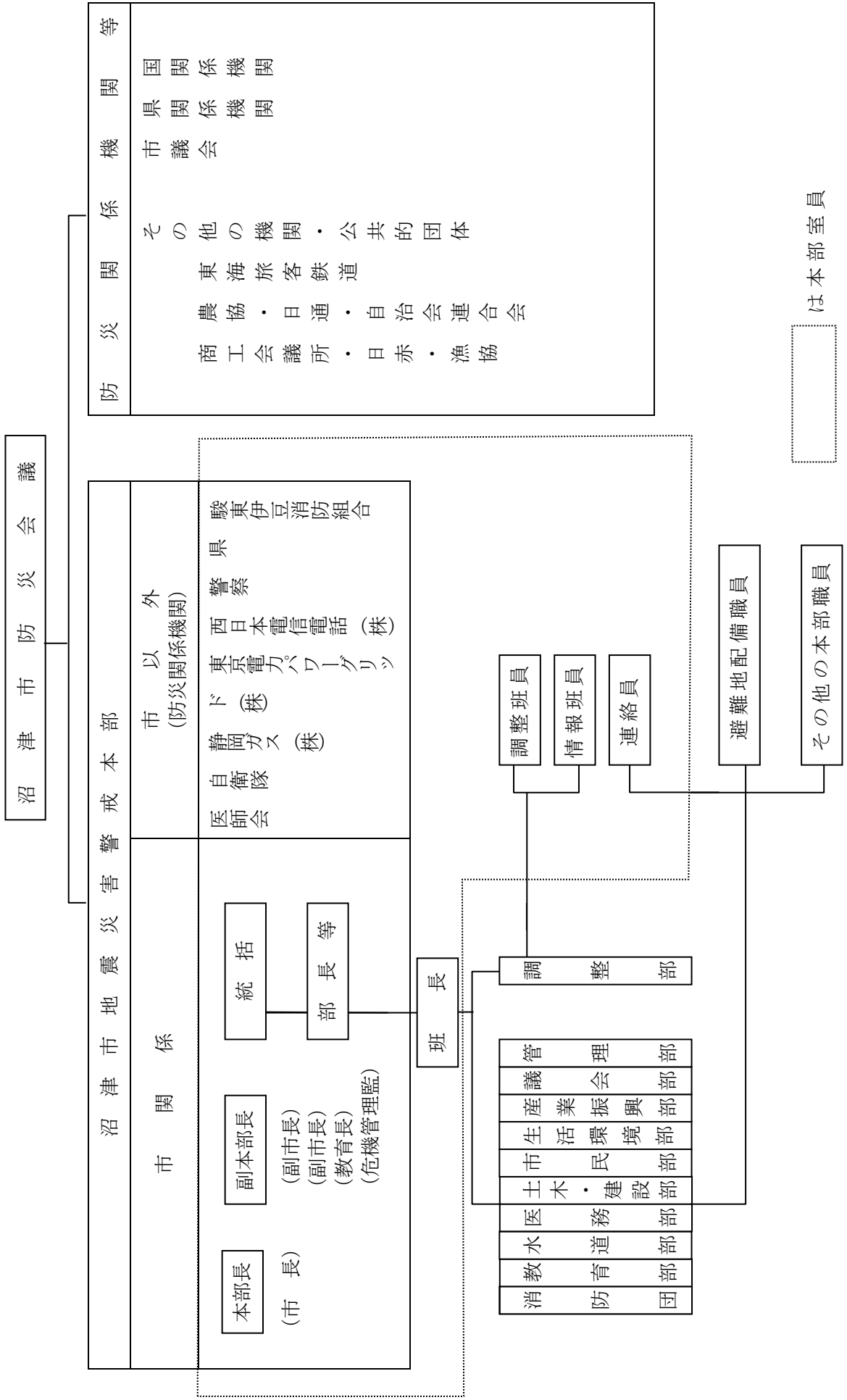
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月25日条例第25号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

沼津市地震災害警戒本部編成図



沼津市地震災害警戒本部運営要領

沼津市地震災害警戒本部運営要領（昭和 55 年沼津市訓令甲第 1 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、沼津市地震災害警戒本部条例（昭和 54 年条例第 28 号）第 4 条の規定に基づく沼津市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営並びに沼津市地域防災計画（地震対策編）に基づく東海地震に関連する調査情報発表時の配備体制に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第 2 章 警戒本部

（組織及び分掌事務）

第 2 条 警戒本部に、別表 1 に掲げる部及び班を置く。

- 2 前項の部及び班は、別表 2 に掲げる事務を分掌するとともに、部に部長及び必要に応じ副部長並びに班に班長を置く。
- 3 警戒本部の地域拠点として、避難地を置く。

（副本部長）

第 3 条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長、教育長及び危機管理監をもって充てる。

- 2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長、危機管理監の順位により、その職務を代理する。

（本部員及び本部職員）

第 4 条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整に当たるため、自ら警戒本部に出向し、又は代理者を警戒本部に派遣するものとする。
- 3 本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、別表 1 に掲げるそれぞれの班に属する行政組織等の職員をもって充てる。

（部長、副部長及び班長）

第 5 条 第 2 条第 1 項の部長及び副部長並びに班の班長は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副部長は、部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 班長は、所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督し、その事務処理に当たる。

（本部室等）

第 6 条 市庁舎 4 階に本部室を設置する。

- 2 本部室に「沼津市地震災害警戒本部」の表示をする。
- 3 本部室は、別表 3 に掲げる者のほか、別表 2 に掲げる、統括、調整部及び別表 4 に掲げる

連絡員（以下「本部室員」という。）をもって構成する。

- 4 前項の連絡員は、調整部を除く別表2に掲げる部の長が、当該部の職員のうちから、あらかじめ指名しておくものとする。

（配備体制）

第7条 警戒宣言が発令されたときは、「災害時の職員配備体制の基準」に定める配備体制をとる。

- 2 本部室員は、直ちに本部室において防災業務に就くものとする。
- 3 市職員以外の本部員又はその代理者は警戒本部に出向したときは、本部室において防災業務に就くものとする。
- 4 勤務時間外及び休日等における連絡体制は、別に定める。
- 5 警戒宣言が発せられた後、本部長、副本部長、部長、副部長又は班長が配備に就くまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上席者が指揮するものとする。

（職員の参集状況等）

第8条 別表4に掲げる連絡員は、部内の本部職員の参集状況を掌握し、動員班に報告する。

（本部員会議）

第9条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。
- 4 本部長は、市の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ、部長会議（副部長を含む。）を招集する。

（班長会議）

第10条 調整部長は、地震防災応急対策について、各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

- 2 班長会議の構成は、協議内容に応じてその都度調整部長が定める。

（警戒本部の廃止）

第11条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）

第19条第2項の規定により、警戒宣言が解除されたときは、速やかに地震防災応急対策の事務処理を行った上、警戒本部を廃止する。

- 2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。

- (1) 県の地震災害警戒本部長
- (2) 本部員又は防災関係機関の長

（災害対策本部への引継）

第12条 警戒本部は、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、廃止する。

- 2 前項の場合において、警戒本部は実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の必要となる事項を、災害対策本部に引き継ぐものとする。
- 3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前条第2項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

第3章 避難地

(組織及び分掌事務)

第13条 避難地の圏域内自治会及び配備職員は、別に定める。

2 避難地の活動は別に定める。

(避難地への派遣)

第14条 本部長は、必要があると認めるときは、本部室員を避難地へ派遣することができる。

2 避難地に派遣された本部室員は、避難地と警戒本部との連絡調整に当たるものとする。

(避難地の廃止)

第15条 避難地は、警戒本部が廃止されたときは廃止する。

(災害対策本部への移行)

第16条 避難地は、地震による災害が発生し、災害対策本部が設置されたときは、引き続き災害対策本部の地域拠点として、別に定める地震災害応急対策の実施等必要な防災業務を行う。

第4章 東海地震注意情報発表時の体制及び事務

(配備体制及び動員計画)

第17条 東海地震注意情報が発表されたときは、「災害時の職員配備体制の基準」に定める配備体制をとる。

2 勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

(本部設置前の体制及び事務)

第18条 本部員は、直ちに本部室に参集し、地震防災応急対策の準備等を行う。

2 各部各班の部長、班長及び班員として指定された職員は、別表2に掲げる事務の準備等を行う。

3 前2項に掲げるそれぞれの組織の長が配備につくまでの間における地震防災応急対策の準備等の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上席者が指揮するものとする。

4 第8条から第10条までの規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。

(避難地)

第19条 避難地配備職員として指定された職員は、避難地に参集し、活動の準備等を行う。

2 第14条の規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。

第5章 東海地震に関連する調査情報発表時の体制及び事務

(配備体制及び事務)

第20条 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、「災害時の職員配備体制の基準」に定める配備態勢をとり、配備された職員は情報収集、連絡活動等の事務を行う。

2 勤務時間外及び休日等における連絡体制は別に定める。

第6章 服務等

(勤務時間外等における職員の措置)

第21条 本部員（市職員以外の本部員を除く。）及び本部職員（以下「本部所属員」という。）は勤務時間の内外を問わず東海地震注意情報が発表された時は、直ちに所定の場所において、本部の設置の準備等に従事し、さらに警戒宣言が発せられたときは、引き続き所定の場所において防災業務を行うものとする。

(本部所属員の心構え)

第 22 条 本部所属員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 本部所属員は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は住民の誤解を招き、警戒本部又は避難地活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 本部所属員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第 7 章 雑則

第 23 条 この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し、必要な事項は沼津市地域防災計画「地震対策編」の定めるところによる。

付 則

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 沼津市地震災害警戒本部（部及び班）の編成（第2条・第4条関係）

部名	班名	左に対応する行政組織等
統括		危機管理課
調整部	調整班	総務課 政策企画課 契約検査課
	情報班分類担当	財政課 契約検査課
	情報班収集担当	地域自治課 生活安心課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局
	広報班	広報課
	動員班	人事課
管理部	管財班	資産活用課
	情報管理班	I C T 推 進 課
	秘書班	総務課
	会計班	出納事務局
	調査班	納税管理課 市民税課 資産税課
議会部	議会班	議会事務局
産業振興部	産業・観光班	産業政策課 商工振興課 観光戦略課 ウイズスポーツ課
	農林班	農林農地課
	水産班	水産海浜課

生活環境部	防疫班	クリーンセンター管理課
	清掃班	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課 クリーンセンター管理課
	公害・安全班	環境政策課 クリーンセンター管理課
市民部	市民班	市民課
	厚生班	健康づくり課 国民健康保険課 看護専門学校
	社会班	福祉企画課 社会福祉課
	児童福祉班	こども未来創造課
	長寿介護班	長寿福祉課 介護保険課
	障がい福祉班	障がい福祉課
土木・建設部	計画班	まちづくり政策課
	へりポート班	整備推進課
	管理班	道路管理課 建設デザイン政策課
	応急復旧班	道路建設課 河川課 開発指導課 緑地公園課 沼津駅周辺区画整理事務所 岡宮北区画整理事務所
	建築班	住宅政策課 市街地整備課 公共建築課
医務部	診療班	診療部門課 医事課
	医療協力班	経営改善室 病院管理課 病院施設課

水道部	給水班	水道総務課 水道サービス課
	復旧班	上水道工務課
	下水道班	下水道整備課
教育部	管理班	教育企画課 学校施設課
	学校班	学校教育課 教職員研修センター
	教育協力班	文化振興課 生涯学習課 市立高校館 市立図書館
消防団		1本部、5ブロック 13方面隊、40分団

別表2 沼津市地震災害警戒本部 事務分掌 (第2条・第5条・第6条・第18条関係)

部名	班名	班長	事務分掌
○部長 △副部長	統括	危機管理課長	災害警戒本部の統括に関する事 情報機器の確認に関する事 県本部及び支部との連絡調整に関する事 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 協定締結団体等への連絡調整に関する事 消防団との連絡調整に関する事
調整部 ○総務部長 △政策推進部長 △監査委員事務局長	調整班	総務課長 政策企画課長 契約検査課	応急対策の立案及び各部の調整に関する事 各部各班の事前対策状況の統括に関する事 避難情報及び警戒区域の設定に関する事 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関する事 県本部及び支部との連絡調整に関する事
	情報班 (情報分類担当) (情報収集担当)	(情報分類担当) 財政課長 契約検査課長	各種情報の整理、分類に関する事 情報収集活動に係る公式記録に関する事 災害警戒本部判断資料の作成に関する事 各種情報の掲示に関する事
		(情報収集担当) 地域自治課長 生活安心課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長	各種情報収集に関する事 避難地及び避難所等の情報収集及び伝達に関する事 市民、消防団、警察、自衛隊等からの情報の収集、整理及び伝達に関する事 自治会、自主防災会の情報伝達に関する事 県及び防災関係機関への情報等の提供に関する事 気象、地象情報等の収集、整理に関する事 地域防災無線の統制に関する事 災害の市民相談に関する事 地区センター等の緊急措置に関する事 緊急輸送体制の確立に関する事 外国人避難者に関する事
	広報班	広報課長	市民への情報提供に関する事 報道機関（コミュニティ放送局を含む）に対する情報提供、協力要請その他連絡に関する事 プレスセンターの開設に関する事 情報記録（写真、録画、録音等）に関する事
	動員班	人事課長	職員の動員及び配備調整に関する事 職員の食料に関する事 職員の休憩及び仮眠に関する事 災害警戒本部に必要な物資の調達に関する事
管理部 ○財務部長	管財班	資産活用課長	災害警戒本部の電源確保に関する事 市役所本庁舎の応急対策に関する事 物資その他の輸送に関する事 市有車両の配車等に関する事 市有財産の緊急措置に関する事

部名	班名	班長	事務分掌
管理部	情報管理班	I C T 推進課長	情報処理システムの緊急措置に関すること 情報処理システムの運用管理に関すること
	秘書班	総務課長	災害警戒本部長の秘書に関すること
	会計班	出納事務局長	災害警戒活動の経理に関すること 災害警戒活動の応援に関すること
	調査班	納税管理課長 市民税課長 資産税課長	災害警戒活動の応援に関すること
議会部 ○議会事務局長	議会班	議会事務局次長	市議会議員の連絡に関すること 災害警戒活動の応援に関すること
産業振興部 ○産業振興部長	産業・観光班	産業政策課長 商工振興課長 観光戦略課長 ウィズスポーツ課	商工関連施設の災害警戒活動に関すること 商工関係団体との連絡調整に関すること 生活必需品等応急物資の確保、配分、斡旋に関すること 市場流通及び生活必需品等の価格安定に関すること 観光施設の応急措置に関すること 観光客の避難、その他の対策の促進に関すること
	農林班	農林農地課長	農林関係施設の緊急措置に関すること 農業関係団体との連絡に関すること
	水産班	水産海浜課長	水産関係施設の緊急措置に関すること 水産関係団体との連絡調整に関すること 緊急輸送用岸壁（漁港）の確保に関すること
生活環境部 ○生活環境部長	防疫班	クリーンセンター管理課長	生活環境施設の緊急措置に関すること 防疫活動の計画立案に関すること 避難所におけるし尿処理に関すること
	清掃班	クリーンセンター収集課長 新中間処理施設整備室長 環境政策課長 クリーンセンター管理課長	廃棄物の応急措置に関すること 処理施設及び処分地の確保に関すること 避難所等におけるごみ処理に関すること 仮置き場の運営及び設置に関すること
	公害・安全班	環境政策課長 クリーンセンター管理課長	事業所等の緊急措置に関すること 災害時の公害防止計画に関すること 動物の保護管理に関すること 環境モニタリングに関すること
市民部 ○市民福祉部長 △福祉事務所長	市民班	市民課長	市民窓口事務所の緊急措置に関すること 遺体の火葬に関すること 応急食料の確保、調達、斡旋の準備又は実施に関すること
	厚生班	健康づくり課長 国民健康保険課長 看護専門学校事務長	保健施設の緊急措置に関すること 看護専門学校の緊急措置に関すること 救護班の編成、出動の要請に関すること 救護所の設置に関すること 収容可能医療機関の把握に関すること 応急医療品及び衛生資材の調達配分に関すること

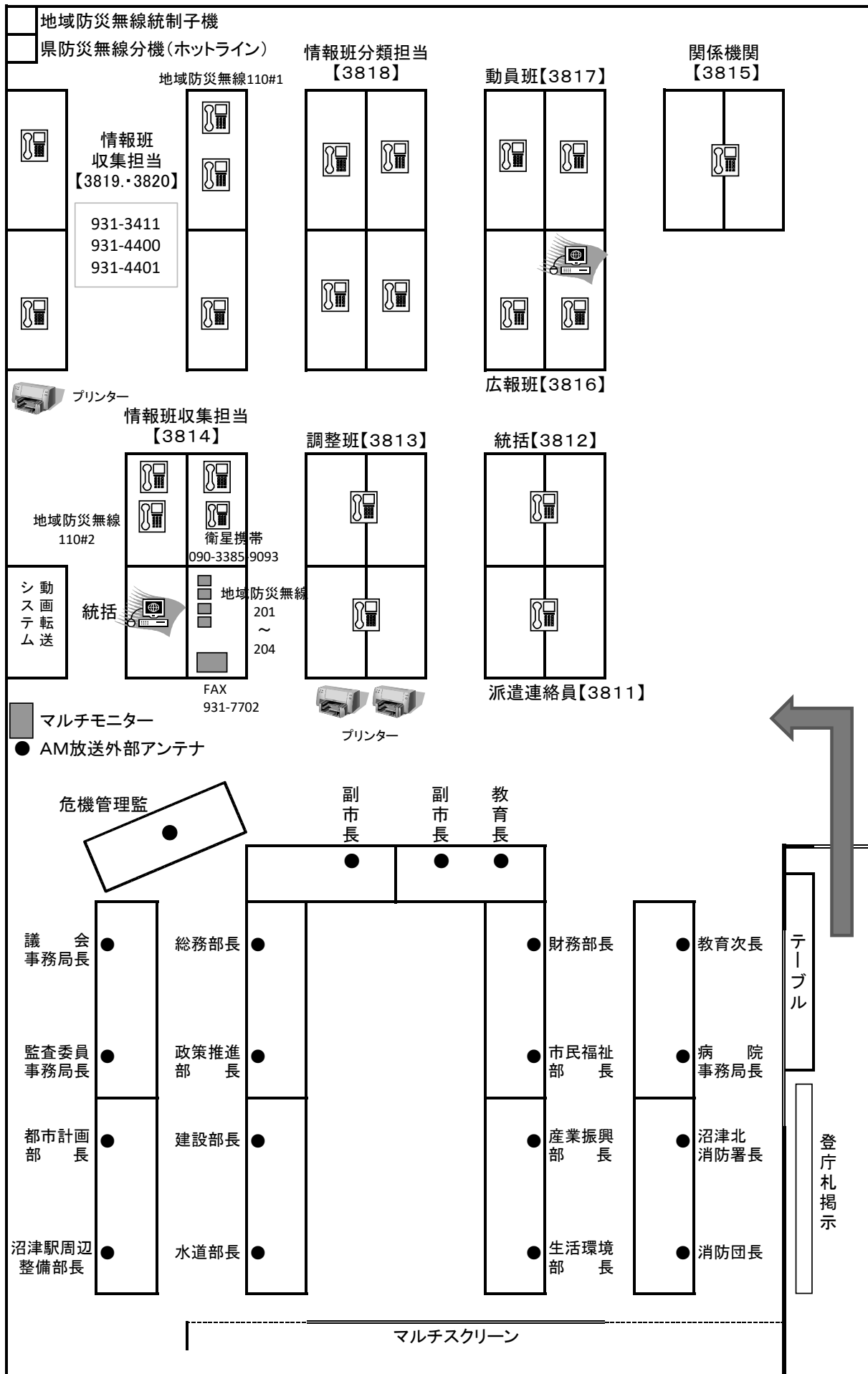
部名	班名	班長	事務分掌
市民部	社会班	福祉企画課長 社会福祉課長	社会福祉施設の緊急措置に関する事 災害救助法に基づく被災者の生活支援に関する事 避難行動要支援者の避難支援の総括に関する事 罹災証明に関する事 災害救助資金及び義援金、見舞品の取扱い、分配に関する事 日本赤十字社・赤十字奉仕団との連絡調整に関する事 遺体の収容運搬準備に関する事
	児童福祉班	こども未来創造課長	児童福祉施設の緊急措置に関する事 児童の緊急保護に関する事 り災者に対する炊き出しに関する事
	長寿介護班	長寿福祉課長 介護保険課長	高齢者福祉施設の緊急措置に関する事
	障がい福祉班	障がい福祉課長	障がい福祉施設の緊急措置に関する事
土木・建設部 ○建設部長 △都市計画部長 △沼津駅周辺整備部長	計画班	まちづくり政策課長	土木・建設部内各班の応援に関する事 市営駐輪場の緊急措置に関する事
	へりポート班	推進課長 整備課長	へりポートの設置に関する事
	管理班	道路管理課長 建設デザイン政策課長	土木施設の被害対策の総括に関する事 土木施設の被害状況の取りまとめに関する事 国・県・警察等の関係機関との連絡調整に関する事 本部・他部及び部内各班との連絡調整に関する事 土木施設の応急対策の立案に関する事
	応急復旧班	道路建設課長 河川課長 開発指導課長 緑地公園課長 沼津駅周辺区画整理事務所長 岡宮北区画整理事務所長	土木施設の被害状況の調査に関する事 土木施設の応急措置及び応急復旧に関する事 工作作業隊の編成及び出動に関する事 道路・河川における占用物件の除去等の指示に関する事
	建築班	建築住宅局長 住宅政策課長 公共建築課長 市街地整備課長	応急危険度判定全般に関する事 建築物被害の情報収集に関する事 建築物に係る災害に必要な労務、資材の調達に関する事 避難所施設の緊急修繕に関する事 公共施設の緊急修繕に関する事 一時提供住宅の供給可能戸数の調査に関する事 応急仮設住宅の供給可能戸数の算定に関する事 応急仮設住宅の建設可能用地の選定・手続きに関する事 応急仮設住宅の供給戸数の決定及び供給計画の策定に関する事

部名	班名	班長	事務分掌
医務部 ○病院長 △副院長 △病院事務局長	診療班	診療部門各科部長 医事課長	被災者の受け入れに関すること 入院患者の安全確保に関すること 診療班各班の編成、出勤の要請に関すること 患者及び施設・医療機器の被害状況の把握及び報告に関すること 被災患者の受入れ準備に関すること 被災患者の受入れ診療に関すること 被災患者の搬送に関すること 患者用非常食の準備、供給に関すること 遺体安置に関すること 患者の搬送に関すること 診療体制の見直しに関すること
	医療協力班	経営改善室長 病院管理課長 病院施設課長	情報連絡班の編成、出勤の要請に関すること 病院機能の被害状況の情報収集及び報告に関すること 院外の被害状況の把握に関すること 院内各班との連絡・調整に関すること 報道機関対応に関すること 一般ボランティアの受入れ対応に関すること 施設維持班及び物品搬出・補給班の編成、出勤の要請に関すること 病院機能の被害状況の把握に関すること 診療に直結した、病院機能の回復業務に関すること 診療に直結した、医療材料・医薬品の確保に関すること
水道部 ○水道部長	給水班	水道総務課長 水道サービス課長	水道部災害警戒本部の設置に関すること 上下水道関係応急措置の取りまとめに関すること 飲料水の確保供給に関すること
	復旧班	上水道工務課長	上水道の緊急措置に関すること 水源並びに配水池の保守に関すること
	下水道班	下水道整備課長	下水道処理場の緊急措置に関すること 下水道管路の緊急措置に関すること
教育部 ○教育次長	管理班	教育企画課長 学校施設課長	教育施設の緊急措置に関すること 避難地の運営応援に関すること 部内各班との連絡調整に関すること 救護所の設置に関すること
	学校班	学校教育課長 教職員研修センター所長	地域避難所としての学校対応に関すること 教育施設・設備の確保に関すること 教育再開の決定・連絡に関すること 避難地の給食措置応援に関すること
	教育協力班	文化振興課長 生涯学習課長 市立高校事務長 市立図書館事務長	関係施設の緊急措置に関すること 部内各班との応援に関すること 遺体の収容運搬準備に関すること 被災者・帰宅困難者等の避難・受入れに関すること

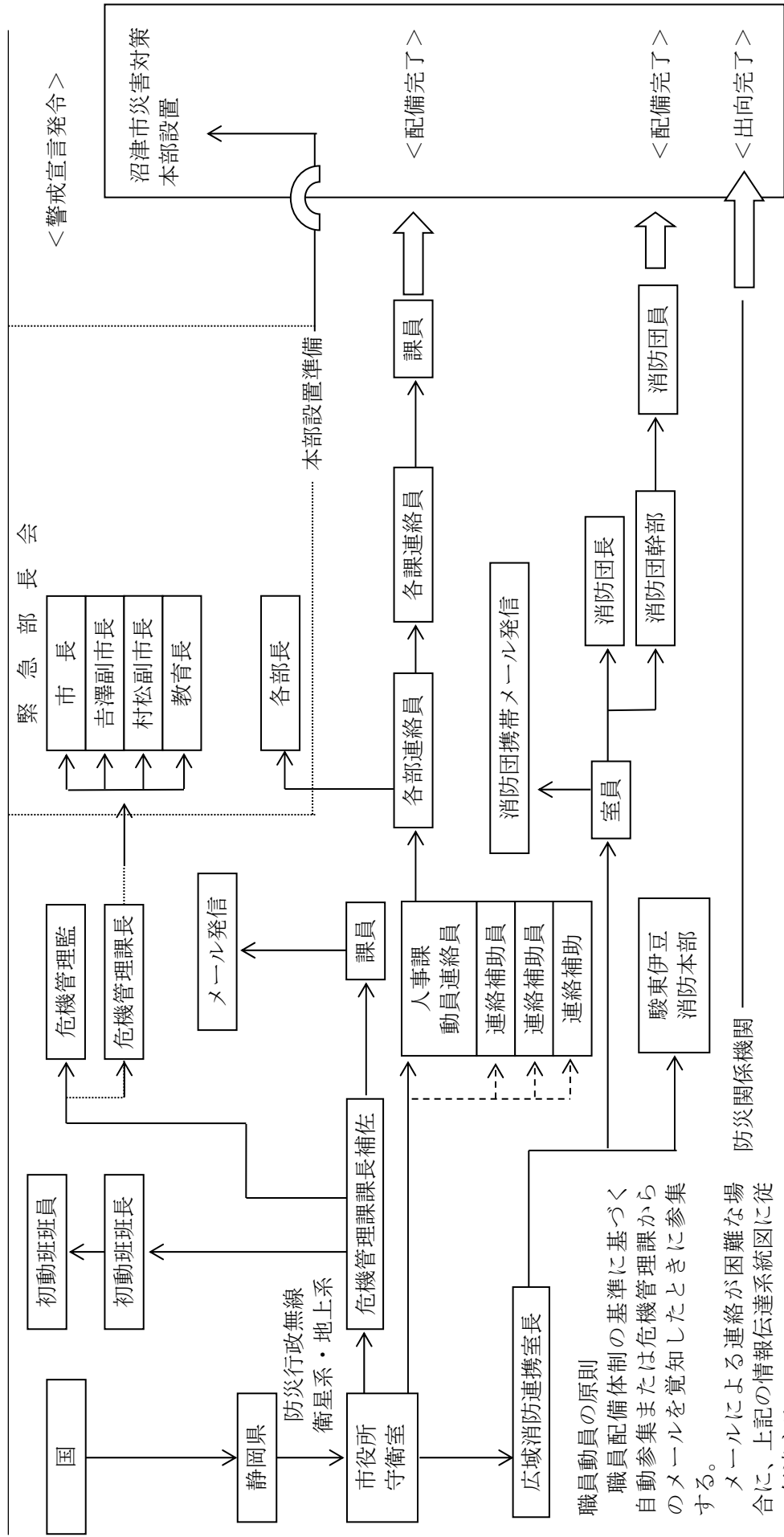
別表 4 地震災害警戒本部調整班派遣連絡員（第 6 条・第 8 条関係）

部	人 員	事 務 分 掌
管 理 部	2	管理部所管に係る情報の収集に関すること。
議 会 部	1	議会部に係る情報の収集に関すること。
産 業 振 興 部	2	産業振興部に係る情報の収集に関すること。
生 活 環 境 部	2	生活環境部に係る情報の収集に関すること。
市 民 部	2	市民部に係る情報の収集に関すること。
土 木 ・ 建 設 部	4	土木・建設部に係る情報の収集に関すること。
医 務 部	1	医務部に係る情報の収集に関すること。
水 道 部	3	水道部に係る情報の収集に関すること。
教 育 部	2	教育部に係る情報の収集に関すること。

沼津市地震災害警戒本部配置図



情報伝達系統図<勤務時間外及び休日の場合>



職員動員の原則
職員配備体制の基準に基づく自動参集または危機管理課からのメールを覚知したときに参集する。
メールによる連絡が困難な場合に、上記の情報伝達系統図に従い伝達する。

沼津市災害対策要綱

	昭和39年11月30日	訓令甲第4号
改正	昭和40年9月10日	訓令甲第7号
	昭和42年3月16日	訓令甲第1号
	昭和45年10月8日	訓令甲第12号
	昭和52年12月1日	訓令甲第10号
	昭和54年3月31日	訓令甲第2号
	平成6年3月31日	訓令甲第4号
	平成10年3月31日	訓令甲第19号
	平成13年9月11日	訓令甲第12号
	平成23年3月29日	訓令甲第4号
	平成28年3月30日	訓令甲第10号
	平成29年3月16日	訓令甲第4号

(目的)

第1条 この要綱は、市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、沼津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める沼津市災害対策本部（以下「対策本部」という。）設置以前における災害の警戒、防御、復旧等の対策について、必要な事項を定めることを目的とする。

(沼津市災害対策本部との関係)

第2条 この要綱に規定する事項は、対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

(沼津市災害警備本部)

第3条 市長は、災害が発生し若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は自ら異常な現象を知ったときは、沼津市災害警備本部（以下「警備本部」という。）を設置する。

2 前項の警備本部の編成及び業務分担は防災計画に掲げるところによる。

3 警備本部長は、情報を的確に把握しこれを危機管理監に通報し、その後の状況の推移を警戒しなければならない。

4 前項の情報は、状況によりその伝達を必要な限度に留めることができる。

(警備本部の閉鎖)

第4条 前条の警備本部は、災害の発生がなく、若しくは応急体制が完了し、又は対策本部が設置されたときは、これを閉鎖する。

(非常招集の要請)

第5条 警備本部長は、情報を検討し必要と認めるときは、職員の非常招集を危機管理監に要請するものとする。

(体制の整備)

第6条 危機管理監は前条の要請があった場合、又は情報を検討し、その必要を認めるときは、対策会議に諮り防災計画に掲げる配備の体制を整えるものとする。ただし、緊急の場合は、対策会議の招集を行なわないことができる。

2 前項に規定するもののほか、財務部市民税課、同資産税課、都市計画部まちづくり政策課、建設部道路建設課、同道路管理課、同河川課、産業振興部農林農地課、同水産海浜課、

福祉事務所は、事前に必要な措置を講ずるものとする。

(対策会議)

第7条 前条に規定する対策会議の構成員は、防災計画に定める沼津市災害対策本部の各部長をあてる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、災害対策活動については、沼津市地域防災計画及び沼津市災害対策本部運営要領に定めるものを準用する。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 沼津市災害対策要綱（昭和35年訓令第9号）は、廃止する。

付 則（昭和40年9月10日訓令甲第7号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（昭和42年3月16日訓令甲第1号）

この訓令は、令達の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

付 則（昭和45年10月8日訓令甲第9号）

この訓令は、令達の日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。

付 則（昭和49年7月24日訓令甲第12号）

この訓令は、令達の日から施行し、昭和49年1月10日から適用する。

付 則（昭和52年12月1日訓令甲第10号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（昭和54年3月31日訓令甲第2号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月31日訓令甲第4号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月31日訓令甲第19号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成13年9月11日訓令甲第12号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成23年3月29日訓令甲第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

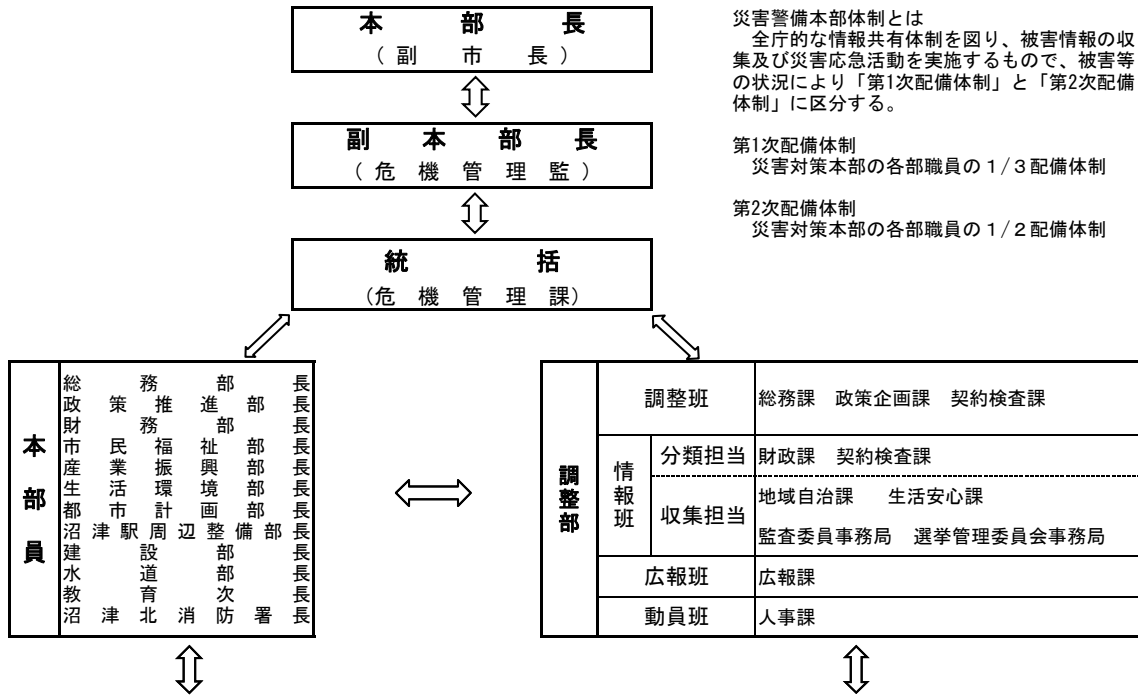
付 則（平成28年3月30日訓令甲第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月16日訓令甲第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

沼津市災害警備本部編成表(第1次、2次配備体制)



管 理 部		土 木 ・ 建 設 部	
管財班	資産活用課	計画班	まちづくり政策課
情報管理班	ICT推進課	へりポート班	整備課 推進課
秘書班	総務課	管理班	道路管理課 建設デザイン政策課
会計班	出納事務局	応急復旧班	道路建設課 河川課 開発指導課 緑地公園課 岡宮北区画整理事務所 沼津駅周辺区画整理事務所
調査班	納税管理課 市民税課 資産税課		建築班
議 会 部		医 務 部	
議会班	議会事務局	診療班	医療部門 医事課
産 業 振 興 部		医療協力班	病院管理課 病院施設課 経営改善室
産業・観光班	産業政策課 商工振興課 観光戦略課	水 道 部	
	ウィズスポーツ課	給水班	水道総務課 水道サービス課
農林班	農林農地課	復旧班	上水道工務課
水産班	水産海浜課	下水道班	下水道整備課
生 活 環 境 部		教 育 部	
防疫班	クリーンセンター管理課	管理班	教育企画課 学校施設課
清掃班	クリーンセンター収集課	学校班	学校教育課 教職員研修センター
	新中間処理施設整備室	教育協力班	文化振興課 生涯学習課 市立高校 市立図書館
公害・安全班	環境政策課		消 防 団
市 民 部			
市民班	市民課		
厚生班	健康づくり課 国民健康保険課		
	看護専門学校事務		
社会班	福祉企画課 社会福祉課		
児童福祉班	こども未来創造課		
長寿介護班	長寿福祉課 介護保険課		
障がい福祉班	障がい福祉課		

※ 沼津市災害警備本部の編成は、本表のとおりとする。
 ※ 第1次配備、第2次配備の参集人員は、各部各班において必要な人員を定めるものとする。
 ※ 業務分担は、沼津市災害対策本部事務分掌に準ずる。
 ※ 本部室は、本部員、統括、調整部、調整班派遣連絡員をもって構成する。

災害時の職員配備体制の基準

配備の基準			
配備体制	水防	地震・津波(南海トラフ地震震臨時情報、東海地震に関する情報)	火山噴火
		<p>○震度3の地震が発生したとき</p> <p>○「南海トラフ地震震臨時情報(調査中)」が発表されたとき</p> <p>○「東海地震」に関する調査情報(臨時)が発表されたとき</p> <p>(ただし、参集は【統括(危機管理課)】に限る。)</p> <p>○震度4の地震が発生したとき</p> <p>○津波注意報が発表されたとき</p> <p>○「南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき</p> <p>○「東海地震注意情報」が発表されたとき</p>	<p>○噴火警戒レベル1解説情報(臨時)が発出されたとき</p> <p>(ただし、参集は【統括(危機管理課)】、調整部【広報班】に限る。)</p>
		<p>○大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮の各警報のいずれかが発表されたとき</p>	<p>○噴火警戒レベル3の警報が発表されたとき</p> <p>(市民部【児童福祉班】を参集に含める。)</p>
		<p>○大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮の各警報のいずれかが発表され、かつ、配備体制の強化が必要と判断したとき</p>	<p>○噴火警戒レベル4の警報が発表されたとき</p>
		<p>○大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮の各警報のいずれかが発表され、かつ、被害が発生し又は発生する恐れがあるとき</p> <p>○土砂災害警戒情報が発表されたとき</p>	<p>○噴火警戒レベル5の警報が発表されたとき</p>
		<p>○大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・高潮の各警報のいずれかが発表され、被害が発生したとき</p>	<p>○状況により、配備体制の強化が必要と判断したとき</p>
災害警備本部体制		<p>○震度5弱以上の地震が発生したとき</p> <p>○大津波警戒が発表されたとき</p> <p>○「南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき</p> <p>○東海地震に関する「警戒宣言」が発表されたとき</p>	<p>○噴火警戒レベル5の警報が発表されたとき</p>
災害対策本部体制	<p>○大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮の特別警報のいずれかが発表されたとき</p> <p>○大規模(災害救助法適用の2割)な災害が発生したとき</p>		<p>○災害対策本部長が特に必要と判断したとき</p>
補 足		<p>南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震警戒)及び東海地震の「警戒宣言」が発表された時は、発時間以内での発災に備え、速やかに防災対策を講じるため、発災前の段階においても「地震災害警戒本部」ではなく「災害対策本部」を優先して設置する。</p>	<p>※風水害、地震・津波、火山噴火、東海地震に関する情報以外のテロ、感染症などの危機事象及び突発的災害(航空機の墜落、ガス爆発、船舶の海難、大規模な排出油等事故、大規模事故(道路・鉄道))に対応する配備体制は、【その他】を適用する。</p>

【配備方法】

「災害時の職員の配備体制の基準」により、自動参集とする。

- 1 情報連絡体制
情報連絡体制とは、災害情報の収集及び連絡活動を主体とした体制

職員の配備は、災害対策本部編成表の統括、土木・建設部【管理班、応急復旧班】、産業振興部【農林班、水産班】、調整部【広報班】の内、情報連絡体制に必要な要員とする。

ただし、調整部【広報班】は危機管理監が必要と認めたとときとする。

- 2 事前配備体制

事前配備体制とは、情報連絡体制を強化し、事態の推移に伴い、速やかに応急活動に着手する体制

職員の配備は、災害対策本部編成表の統括、調整部【調整班、情報班、広報班、動員班】、管理班【管財班】、産業振興部【農林班、水産班】、生活環境部【防疫班】、市民部【社会班】、土木・建設部【計画班、管理班、応急復旧班、建築班】、水道部【復旧班、下水道班】、水道部【管理班】とする。

- 3 災害警備本部体制

災害警備本部体制とは、全庁的な情報共有体制を図り、被害情報の収集及び災害応急活動を実施するもので、被害等の状況により「第1次配備体制」と「第2次配備体制」に区分する。

- (1) 第1次配備体制
第1次配備体制とは、災害対策本部の各部職員の3分の1の配備体制
- (2) 第2次配備体制
第2次配備体制とは、災害対策本部の各部職員の2分の1の配備体制

- 4 災害対策本部体制

災害対策本部体制とは、全職員を配備し、被害情報の収集及び災害応急活動を実施する体制

- 5 地震災害警戒本部体制

地震災害警戒本部体制とは、警戒宣言が発令されたときに市長が設置し、発災前の確な防災対策を確保する体制。緊急性を考慮し、災害対策本部設置を優先する。

- 6 避難地配備職員

次のときに避難地・避難所の全部又は一部を開設する。

- (1) 震度4以上の地震が発生したとき
- (2) 津波警報が発表されたとき（津波危険地域のみ）
- (3) 避難指示等が発令されたとき
- (4) 特別警報が発表されたとき（大雨、暴風、高潮のとき）
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (6) 東海地震注意情報及び警戒宣言が発表されたとき
- (7) 噴火警戒レベル4以上の噴火警報が発表されたとき
- (8) その他、危機管理監が避難地・避難所の開設が特に必要と判断したとき

※ なお、避難指示等により避難地・避難所を開設するときは、原則、安全が確保できる時間とする。

- 7 災害別の主管課は次のとおりとする。

河川課・・・大雨、洪水、暴風、土砂災害

水産海浜課・・・高潮

危機管理課・・・地震、津波、火山噴火、暴風雪、大雪

8 風水害、地震・津波、火山噴火、東海地震に関する情報以外のテロ、感染症などの危機事象及び突発的災害（航空機の墜落、ガス爆発、船舶の海難、大規模な排出油等事故、大規模事故（道路・鉄道））に対する配備体制は、風水害等の体制・基準表の「その他」を適用する。

※ 市長は、必要に応じて対象部局を変更することができる。

※ 平成28年4月1日施行

※ 令和4年4月1日修正

※ 令和6年7月5日修正

※ 令和7年4月1日修正

